

宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務仕様書

1 業務名 宇部市こどもの学習支援事業（中学生）業務

2 目的

本業務は、生活困窮世帯又は生活保護受給世帯に属する中学校又は高等学校の生徒等に対して、家庭学習の補完等としての学習支援等を行い、学習意欲及び学力向上を図り将来の進路選択の幅を広げるとともに、学習支援に留まらず、不登校や低学力等就学状況に問題のあるこどもの社会的な居場所づくり等の支援を行うことにより、当該中高生等の健全な育成を支援することを目的とする。

3 支援対象者

本業務の対象となる者は、学習支援事業に参加することに同意した本市に居住する次のいずれかの中高生等とする。

- （１）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者である者
- （２）就学援助の支給対象となっている世帯の者
- （３）本市の学習支援事業の参加実績がある者

4 委託期間及びスケジュール

業務委託契約締結の日から令和９年３月３１日まで

スケジュール	内 容
４月～	コーディネーター、学習支援員の募集及び研修
	参加者（生徒）決定
６月～３月上旬	学習支援の実施
３月中旬～下旬	報告書まとめ

※参加者（生徒）の募集及び決定は市が行う。

5 実施内容

受託者は、支援対象者に、次の学習支援・相談支援を実施する。なお、実施に当たっては、市と協議の上決定するものとする。

（１）中学生を対象とした業務

ア 学習会の開催

- ・開催時期：令和８年６月から令和９年３月までの間
- ・会場：市内５会場程度
- ・実施回数：各会場週１回２時間程度（各会場３５回以上）
- ・定員：各会場１８名程度

イ 中学3年生を対象とした集中講習の開催

- ・開催時期：令和8年11月から令和9年3月までの間
- ・会場：市内1会場
- ・実施回数：週1回2時間程度（15回程度）

ウ 体験学習会の開催

- ・将来自立するための社会性を育成するための体験学習会の実施
生活・学習への意欲や将来の夢をもつことに寄与するもの、親子関係の構築に寄与するもの、生徒やその家庭と地域との結びつきに寄与するもの等。

エ 進路相談

- ・進路相談の希望があった場合は、適宜相談に応じる。
生徒及び保護者に対する進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、将来の就職に向けた相談支援等。

(2) 高校生等を対象とした業務

ア 学習相談等

- ・3-(3)に該当する高校生等に対し、高等学校進学後の現状把握を行うとともに、学校の勉強についていけない等の相談を受け、勉強の仕方や習慣づけ、学び直しの方法等の支援を行う。

イ 学習会の開催

- ・必要に応じて学習会を開催

(3) 個別支援方針の策定

面談等において生徒の特長や学力を把握した上で、個別に支援方針を策定し、方針に基づいた対応や支援に取り組むこと。

(4) 学習会の科目及び教材

学習会の科目については生徒や保護者の意向を踏まえ、生徒の学力に合わせて決定し、基礎学力の習得を図ること。

教材は、学校で使用する教科書や問題集等を利用することを基本とするが、生徒に合った効果的な教材等を活用することも可能とする。ただし、教材等の購入費用は受託者の負担とする。

(5) 環境の整備

生徒にとって家庭や学校とは異なる居場所となるような環境を整えること。

また、生徒とコミュニケーションを図り、相談しやすい環境づくりを行うこと。

(6) 周知チラシの作成

市が参加者を募集する際に使用する制度周知チラシの作成を行うこと。

6 実施場所、実施日等

学習会等の実施場所、実施日及び時間は下表のとおりとし、これに加えて、市と協議した上で受託者が用意した場所（市内に限る）で実施することも可能とする。

実施日は、下記を除く。

- ・市が指定した施設の休館日

- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・8月12日から15日まで
- ・12月29日から1月3日まで（年末年始）

【学習会】

場 所	実施日	実施時間
岬教室（岬ふれあいセンター）	毎週火曜日	17時～19時
琴芝教室（福祉ふれあいセンター）	毎週火曜日	17時～19時
厚南教室（厚南市民センター）	毎週水曜日	17時～19時
小羽山教室（小羽山ふれあいセンター）	毎週木曜日	17時～19時
西岐波教室（西岐波ふれあいセンター）	毎週金曜日	17時～19時

※会場の都合により実施日が変更になる可能性あり。

【集中講習】

場 所	実施日	実施可能時間
福祉ふれあいセンター	日曜日	9時～12時

※会場予約状況

令和8年 11月 8日（日）、15日（日）、22日（日）、29日（日）
 12月 6日（日）、13日（日）、20日（日）
 令和9年 1月10日（日）、17日（日）、24日（日）、31日（日）
 2月 7日（日）、14日（日）、21日（日）、28日（日）

7 実施体制

（1）配置基準

ア 責任者

本業務における責任者を1名以上配置すること。責任者は、受託者の業務運営に精通した人材を配置することとし、事業の企画・運営、実施会場の管理、学習支援員等の募集・選定、派遣調整等の管理、市との連絡窓口を担うこと。

なお、責任者とコーディネーターは兼務することができる。

イ コーディネーター

各会場の責任者となるコーディネーターを1名以上配置すること。

コーディネーターは教育や進路相談等の業務を担当した経験を持つものとする。

コーディネーターは各教室を統括し、参加生徒の出欠状況や学習状況の把握、学習支援員の指導・育成、支援対象者の相談支援、支援状況報告書の作成等を行う。

ウ 学習支援員

生徒の学習支援や相談支援を行う学習支援員（以下「支援員」という。）を配置すること。

支援員は、生徒4～5名に対し、1名程度となるよう配置すること。

学生や社会人等のボランティアも可とするが、その場合は、大学生等の若者を配

置するよう努めること。

また、配置に当たっては、生徒等の居場所として、生徒等との信頼関係が構築された支援員が継続して支援することが望ましいため、本市又は近隣市に在住・在学・通勤する者を採用するなど配慮するとともに、入れ替わりが頻繁に起こることがないよう十分に配慮すること。

(2) 準備

学習支援事業の実施に当たっては、あらかじめ支援員の募集を行い、委託業務の実施に必要な経験を有する者及び人員を確保するとともに、支援員に対する勉強会の実施や守秘義務等に関する研修会の実施等、必要な研修等を行うこと。

(3) 生活保護制度の目的及び基本的人権の理解等

ア 生活保護制度の目的及び基本的人権を理解し、これらを尊重して委託業務を行うこと。

イ ボランティア及び委託業務に従事するその他の者に対し、生活保護制度の目的及び基本的人権を十分に理解させ、これらを尊重して委託業務に従事させること。

(4) 従事者の通知等

ア ボランティア及び委託業務に従事するその他の者の氏名等をあらかじめ書面により、市に通知すること。

イ アに定めるところにより、市に通知した委託業務に従事する者を変更しようとするときは、あらかじめ書面により市に通知すること。業務期間中に変更があった場合も、同様とする。

8 参加者の安全確保等

(1) 業務を実施するに当たっては、参加者の安全について配慮し、参加者の保護者及び市との連絡体制を整えること。また、事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに市に報告すること。

(2) 業務を実施する上で、参加者及びその保護者からの苦情、トラブル等については、原則として受託者において対応するものとする。ただし、市に報告及び引き継ぐ必要があると認めた場合は、速やかに報告するものとする。

(3) 受託者は、参加者の行き帰りを含めた傷害保険、賠償責任保険に加入すること。

(4) 受託者は、開催日当日に気象警報及び注意報が発令された場合、又は発令が見込まれる場合、その他の事情により危険が予測される場合は、参加者の安全確保のため、市と協議の上、臨時休業とすることができる。

臨時休業する場合は、受託者が参加者に連絡し、状況に応じて開催場所で学習支援員等が待機する等の対応をすること。

9 報告書の提出

(1) 委託期間に含まれる各月ごとに、当該月に行った学習支援事業に係る参加者の参加状況や進路相談の実施状況その他特記事項を記載した業務報告書（成果報告書）を作成し、翌月10日までに市に提出するものとする。

(2) 受託者と市は、定期的に連絡調整を図るとともに、必要に応じて連絡会議を開催する等、運営方法や課題について協議するものとする。

(3) 受託者は、委託業務が完了したときは、完了後30日以内に、実績報告書に関係書類を添えて市に提出しなければならない。

10 経理及び関係書類の整備・保存

受託者は、委託業務に関する経理を他の業務と区別して、経理事務を的確に行うとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を整備し、この契約終了後、5年間保存することとし、市から報告を求められたときは、速やかに書面で報告すること。

11 委託料の支払

市は、受託者から適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

12 業務の再委託禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託してはならない。

13 参加料の不徴収

学習支援事業の参加者から、原則として参加料その他の対価を徴収しないものとする。

14 個人情報保護

本業務を実施するために個人情報を取扱う場合は、次の(1)～(4)の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びその他の関係法規等を遵守しなければならない。

(1) 事業者は、本業務の実施に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

(2) 事業者は、事業を実施するため市から渡された情報及び本業務において収集作成した情報等を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 事業者は、事業を実施するため市から渡された個人情報及び本業務において収集作成した個人情報の内容を、漏えい、き損又は滅失した場合は、市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(4) 個人情報の保護については、委託期間が満了し、又は委託を取り消された後においても遵守しなければならない。

15 守秘義務

本事業は、生活困窮世帯の生徒等を対象にするため、市は事業周知を対象世帯に対してのみ行っている。実施会場についても支援対象者以外に公開しないため、受託者は参加者等のプライバシーに十分配慮すること。

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務完了後も同様とする。